

第2回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

- 1 日時 平成27年8月3日(月) 18時00分～20時10分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 北側42階 特別会議室A
- 3 次第

(開会)

1 福祉保健局長挨拶

2 報告

(1) 平成26年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

(2) 東京都の施策動向について

- ・子供・子育て支援総合計画について
- ・東京都社会的養護施策推進計画について
- ・東京都ひとり親家庭自立支援計画(第3期)について

3 議事

(1) 新たな審議事項について

(2) 専門部会の設置について

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、石崎委員、磯谷委員、遠藤委員、大木委員、大竹委員、加藤委員、木村委員、白井委員、駒村委員、市東委員、久保委員、白川委員、高橋委員、都留委員、野田委員、林委員、正木委員、三浦委員、村井委員、山下委員、山本恒雄委員、山本真実委員、横堀委員

## 5 配付資料

- 資料 1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料 2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料 3 平成 26 年度における各部会の審議内容について
- 資料 4 - 1 東京都子供・子育て支援総合計画について
- 資料 4 - 2 東京都子供・子育て支援総合計画（概要版）
- 資料 5 - 1 東京都社会的養護施策推進計画について
- 資料 5 - 2 東京都社会的養護施策推進計画（概要版）
- 資料 6 - 1 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）について
- 資料 6 - 2 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）（概要版）
- 資料 7 東京都における家庭的養護の推進
- 資料 8 東京都児童福祉審議会専門部会委員候補者及びスケジュール（案）
- 資料 9 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について
- 参考資料 1 東京都子供・子育て支援総合計画
- 参考資料 2 東京都社会的養護施策推進計画
- 参考資料 3 東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）

開 会

午後 6 時 0 0 分

○花本計画課長 お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を務めます、福祉保健局少子社会対策部計画課長の花本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

失礼して着席させていただきます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は、今期 34 名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委員は 26 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 8 名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

まだおくれていらっしゃる方がいますが、それ以外の方は皆様おそろいでございますので始めさせていただきますと思います。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いしたいと思います。

資料 1、東京都児童福祉審議会委員名簿。

資料 2 が、行政側の名簿になっております。

資料 3 は、平成 26 年度における各部会の審議内容について。

資料 4-1、東京都子供・子育て支援総合計画について。A3 の 1 枚ものになっております。

資料 4-2 が、概要版でホッチキスどめにしております。

資料 5-1 が、東京都社会的養護施策推進計画について。これも A3 1 枚ものです。

資料 5-2 が、概要版でホッチキスどめにしております。

資料 6-1 が、東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）について。A3 の 1 枚ものです。

資料 6-2 が、ホッチキスどめの概要版となっております。

ここまでが報告事項に関する資料でございます。

資料 7 が、東京都における家庭的養護の推進。A3、1 枚もの。

資料 8 が、児童福祉審議会専門部会委員候補者及びスケジュール(案)ということで、A4 の横書きのものです。

資料 9、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について。これは A4 のホッチキスどめになっております。

資料 7～9 は、本日御審議いただく項目に関する資料となっております。

それから、机上に参考資料としまして、東京都子供・子育て支援総合計画と、社会的養護推進計画、それからひとり親の自立支援計画の冊子を置かせていただいております。

資料の過不足はございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。

後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので御了承ください。

また、御発言に際しましては、目の前のマイクスタンドにあります赤いボタンを押してから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、今期第 2 回目の東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

まず、昨年 12 月 10 日に開催いたしました第 1 回本委員会以降、行政側の職員につきまして、一部異動がございましたので、管理職のみ御紹介させていただきます。

福祉保健局理事、黒田でございます。

幹事を務めます児童相談センター次長、横手でございます。

書記を務めます少子社会対策部育成支援課長、中澤でございます。

その他関係管理職員ですが、総務部企画政策課長、奈良部でございます。

少子社会対策部子供・子育て計画担当課長、前川でございます。

同じく事業推進担当課長、播磨でございます。

その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、梶原福祉保健局長から御挨拶を申し上げます。

○梶原福祉保健局長 福祉保健局長の梶原でございます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより東京都の児童福祉行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

現在、子供と家庭を取り巻く状況、これは産業構造の変化による親の就業形態の多様化あるいは核家族化の進行、あるいは地域社会の人間関係の希薄化や家庭や地域における子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大をしている現状があるわけであります。

そうした中、東京都や区市町村が受けます児童虐待の相談件数は年々増加をしており、死亡に至るような重篤な事例も後を絶ちません。

このような状況の中で、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てをすることができ、次世代を担う子供たちが健やかに成長していく環境を整備するという事は、行政はもとより社会全体、都民が連携して取り組んでいく課題だと考えてございます。

この4月から、幼児教育、保育、地域の子供・子育て支援の3つを柱とする子供・子育て支援新制度が本格施行されました。

都におきましては、申請の実施主体である区市町村の事業計画を踏まえながら、広域的な立場からの取り組みや、区市町村への支援も盛り込みました。

都における子供・子育てに関する総合的な計画として、東京都子供・子育て支援総合計画を3月に策定いたしました。

新制度の計画は、幼児教育、保育にまたがる都としても初めての計画でございまして、喫緊の課題であります保育所待機児童解消の目標年次の設定や、子供・子育て支援を担う人材の確保と資質の向上に向けた取り組みなどを計画に盛り込んでおります。

また、本審議会からいただきました社会的養護のあり方に対する提言も踏まえまして、4月には東京都社会的養護施策推進計画を策定いたしました。

今後、こうした計画に基づきまして、都の子供・子育て施策のさらなる充実、特に社会的養護を必要とする子供が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、子供の最善の利益を第一に考えて施策を推進していきたいと考えております。

今、子供の貧困の問題、さまざまな議論になっているわけでございますけれども、私ども、昨年、長期ビジョンを策定いたしました。それから本日、計画についても御説明を差し上げるわけですが、来年度に向けてさまざまな施策に、また新たに取り組んでいきたいと思っております。広域的な自治体として、私ども都が、今後、さらに施策を展開して、時代のニーズに的確に対応していく施策をつくっていく。そのために委員の皆様のご知識や経験に基づきますさまざまな御意見を頂戴していきたいと考えてございます。

今後とも、引き続き、委員の皆様方には東京の児童福祉の向上、発展のため、特段のお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○花本計画課長 それでは、この後の進行につきましては、松原委員長にお願いしたいと思います。

○松原委員長 それでは、今期2回目の東京都児童福祉審議会本委員会を開催させていただきます。

けさほど、インターネットでことしの立秋はいつだというのを調べるぐらい、非常に暑い日が続いているのですが、一方で、街中で子供たちが非常に元気に走り回っていて、そのエネルギーをぜひ次の世代、豊かに育っていく中で伝えられていけばいいかなと思っております。

この児童福祉審議会でも、さまざまな養育環境の中にある子供がいる、そのことを踏まえながらも、総体としては子供の健全な成長、発達をサポートしていくようなことを議論できたらいいかなと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、時間の制約もございますので、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まずは報告事項ということになります。

今回は、平成27年度に入って、最初の本委員会ですので、昨年度の各部会の審議内容について御報告をいただきます。

また、保育部会についても、今年度から設置されておりますので、その審議内容についてもあわせて報告をいただきたいと思っております。

部会ごとに事務局より説明をしていただいて、それぞれ部会長の方から御意見や御感想を頂戴したいと思います。

では、事務局からお願いします。

○中澤育成支援課長 それでは、資料3の平成26年度における各部会の審議内容についてをごらんいただきたいと思っております。

私からは、まず、里親認定部会について御説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、「開催回数」ですけれども、平成26年度も例年と同様、6回開催しております。

次に、「2 審議件数」をごらんいただきたいと思っておりますが、平成26年度の諮問件数は、養育家庭が45件、養子縁組里親が74件、計119件でした。

平成25年度とほぼ同じぐらいの件数となっております。

審議結果ですが、114件が適格とされ、再調査となった5件につきましては、その後3件は年度内に適格とされておりました、あと1件は今年度、平成27年度に入って

から適格とされております。また、残りの1件が辞退をされております。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○松原委員長 磯谷部会長、コメントをお願いいたします。

○磯谷部会長 部会長の磯谷です。

平成23年に発覚をしました都内の里親による里子の傷害致死事件以降、申請書類などについて、一層慎重に吟味をしております。

申請の動機や里子を迎えてからの展望、さらには研修の感想などについては、なるべく具体的に記載をしていただきまして、里親の人となりを読み取るように努めております。

認定基準に照らして、結局は適格と判断されるに至った場合についても、委員の専門的見地からコメントを付して、委託をする児童相談所に対し、留意点をお伝えするよう努めております。

統計的な数字があるわけではありませんけれども、全体的な印象ですけれども、養子縁組里親の申請者は、子供に恵まれなかったことを直接の動機とする方が多いように思います。また、外国籍の方や外国での生活が長い方については、実子がおられる場合でも、養子縁組里親を希望されるという方も見られます。

一方、養育家庭につきましては、昨今の児童虐待の報道などを見て、何か役に立ちたいとお考えの方や、子育てがひと段落したことから、何かやはり社会の役に立ちたいというお考えの方もおられますけれども、一方で、本当は養子縁組里親を希望していたのだけれども、年齢制限からやむなく養育家庭を希望する方もおられるようであります。

そういう方々には、制度の違いを認識していただくように、日ごろから調査担当の方からじっくり御説明をいただくようお願いをしているところでございます。

私からの御報告は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

○前川子供・子育て計画担当課長 続きまして、子供権利擁護部会について、御説明いたします。

資料は2ページでございます。

「1 開催回数」につきましては、毎月開催し、26年度は12回となっております。

次に、「2 審議件数」につきましては、26年度全体で88件となっております。

内訳は、「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が最も多く51件、「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が1件、「(4) 親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例」が35件、「(6) その他」が1件となっております。

「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」についてです。

これは、社会的養護関係施設などに措置等をされている児童が、職員等から暴力などの虐待を受けたという通告がなされた件数を集計したものです。

26年度につきましては、受理が29件、このうち調査報告済みのものが28件。調査の結果、虐待に該当したものが10件となっています。

「虐待該当内訳」ですが、10件とも社会的養護関係施設となっています。報告は以上でございます。

○松原委員長 それでは、村井部会長、お願いいたします。

○村井部会長 概数に関しては、今、御報告いただいたとおりなのですが、25年度に比べると、件数的にはやや落ち着いたかなと思われそうですが、しかし、内容的には、複雑であり、難しいケースが増えているなどという実感を持っております。

特に、28条のケースですから、保護者と親権者と争わなければいけない事例となりますが、しかし、子供の権利を保障するために、争うという形とともに、その保護者自体にも、どう支援をしていったらいいか、その支援がないと、やはりこのケースは救えないだろうなというところでは、深い悩みを抱える委員会になっております。これが2の「審議件数」の内容に関する感想です。

3の被措置児童等の虐待、いわゆる施設内虐待と言われている件数ですが、これも25年度に比べれば、件数的にも落ち着いておりますが、ただ、傾向が2つありまして、1つは、虐待該当も減っていますけれども、なぜ該当ではないかということに関しては、限りなくグレーに近い。だけれども虐待と認定はできない。そういうケースがあって、これもまた悩みの深いところです。

もう1つの傾向は、同じ施設が前年度、過年度に問題を上げた施設が繰り返し来るという意味で、これは2つ意味があります。1つは、1件のケースだけではなくて、構造的な組織的な問題だとして、みずから自分たちのやったことに関して報告を施設がしてくるケース。

もう1つは、施設で継続して認識を持っていないで、でも繰り返し内部告発あるいは外部から、あるいは過去にという形で告発があるケースと2つに分かれているような、これも統計的な裏づけはとっておりませんが、印象としてはそういうケースがあったりもします。

これに関しては、部会の中だけではなくて、該当する社会的養護を行っている施設等の団体と話し合っていく必要があるのではないかなと思ったりもしています。

○松原委員長 ありがとうございます。

○木村家庭支援課長 続きまして、死亡事例等検証部会につきましては、私、家庭支援課長の木村から報告させていただきます。

3ページをお開きください。

当部会は、平成20年度設置以来、さまざまな検証をしていただいております。

例えば、平成22年5月には、江戸川区で小学1年生が亡くなった事件、平成24年1月には、杉並区の里親宅で委託児童が亡くなった事件について検証を行っていただい

ております。

平成26年度におきましては、平成25年に発生した重大な児童虐待、12事例のうちの3件を検証していただいております。

1件は、祖父母宅で生活していた児童が、実親宅での交流中に死亡した事件、もう1件は、NICUから退院後、帰宅して実親からと思われる身体的虐待により重篤な障害を負ってしまった事件。もう1件は、父子家庭における父からの虐待による児童の死亡事件について検証を行っていただいております。

こうした事案につきまして、今、改善策の提言を取りまとめているところですので。

今回の検証をしていただいているケースにつきましては、父子家庭や祖父母宅から異なる実態に進む実父母宅での交流など、関係機関が支援している中で事件が発生しておりまして、情報収集や関係機関におけるリスクの共有など、問題等を指摘していただきまして、課題を抽出し、より具体的な御提言をいただいているところでございます。

そのほか、さまざまな御提言をいただいているところでありますが、こういった御提言につきましては、児童相談所、区市町村におきまして、業務の中で生かすよう、必要な具体的な取り組みを進めているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○松原委員長 この部会につきましては、私が部会長をさせていただいておりますので、少し感想を述べさせていただきたいと思っております。

もちろん、この検証部会は、開催されないことが一番望ましいので、件数等が減ってくることが大切だと思っております。

ただ、その裏返しで、関係機関が全くかかわっていなかったということで、検証ができないということは、なぜかかわれなかったのかということを検証する必要があるのかなとも考えております。

2点目に、いろいろな死亡事例があって、実際にさまざまなのですが、実は共通して毎回指摘されるのが連携の不十分さということで、同じ自治体ではないのですけれども、それぞれの事例におきまして、この報告書の中で連携の必要性をずっと言っているのですけれども、そのことがなかなか実現してこないというようなことで、この平成22年度ベースからずっと見ますと、実は同じ自治体も含まれておりますので、提言を確実に実行していただくということも必要なのかなと考えております。

以上です。

○小川保育計画係長 それでは、保育部会について御報告を申し上げます。

保育部会につきましては、本年4月1日から児童福祉法の改正が施行されまして、保育所の設置認可、それから保育所に対する事業停止命令、あと認可外保育施設に対する事業停止命令と閉鎖命令について、御審議をいただくということで、昨年12月に本審議会にて設置をしていただいております。



本年の状況になりますけれども、ほぼ毎月1回ということで、4月は開催をしておりませんが、5月以降、毎月1回の開催をしているところです。

審議をしていただいた内容としましては、保育所の設置認可に関するところでございます。

保育所の設置認可について、まず、こういう保育所をつくろうと思うのだけれどもという事前の計画に対して、承認をいただき、最終的にこれでもうそのまま保育を行おうと思っていますという、でき上がったところで最終的な設置の認可をしていただくという2段階にしております。ですので、1つの案件について2回の御審議をいただいているところです。第1回目の審議の際は、計画の承認3件について全て御承認をいただいているのですが、設置認可1件につきましては、不承認という形になっております。

以降、第2回、第3回とそれぞれ計画承認が18件、設置認可7件、それから第3回が計画承認44件、設置認可は0件ですが、いずれも適ということで御承認をいただいているという状況です。

以降、恐らく基本的には毎月1回以上、開催をお願いする形になろうかと考えております。

以上でございます。

○松原委員長 それでは、山本部長、お願いします。

○山本部長 新しい部会ということで立ち上がりましてけれども、基本的には、新制度では、基準を満たしていれば認めなければならない、特に逸脱したところがなければ認める方向でということですので、審査をしている中では、だめとは言えないけれども、これでいいのかというようなところを何とか飲み込みながらやっているということが実は正直あります。

やはり、市区町村は待機児童解消のために、かなりな勢いで設置をしておりますので、立地として不適當というか、ここでやらなくてもというようなところであったりとか、このような形でというようなところもあることはあるのですが、現段階では、計画承認ですので、ある意味何も決まっていらないような段階であるということ。それと設置認可になりますと、もう来月1日に入所が決まっている状況で認可申請してくるということで、もう変更する余裕がないというような中で考えていかなければならないという、非常にジレンマがある部会であると私は個人的に思っています。

やはり、自治体としては、保育のニーズの量に合わせて考えているのですがけれども、年齢によっては齟齬が出てきているところが幾つかありますし、また、保護者の利便性とか、待機児童解消ということを重視するあまり、保育の質というか、保育の中身についてはこれからというような段階での計画承認が多くありますので、今後、市区町村がこの設置を決めるときに、申請をするときに、もう少し詳しく保育の中身や質や実際の安全性も含めて、関与していく姿勢を持っていただきたいというのが率直な感想です。

特に、民間の株式会社さんが多く設置をしておりますけれども、自治体にとってはその1社だけなのですが、都で合わせてみますと、同時に3つも4つも開設をするというところがあります。

やはり、財政的にもつのかということや、保育士の確保は可能であるのかということやを俯瞰してみると、幾つもの問題が出てくるのですが、その中で、認めていくという状況です。始まったばかりの部会なので、どのような結果が出るのか、少し怖い思いをしながら審議をしているところですが、今後はやはり、この中ででも、書面の改良をすることか、もう少し保育の中身や実際の状況がわかるような形でのものや、自治体としての保育保障というものをどう捉えるかということやを少し考えていった上での計画をしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

これで、各部会の報告が終わりました。

委員の方々、何かこれまでの部会の報告あるいは各部会長からのコメント等につきまして、御質問や御意見があれば伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 保育部会に御質問ですけれども、始まったばかりということですが、保育現場には都の監査等が入ってきますが、その監査の結果等も保育部会に上がってきて検討されるというようなことになるのでしょうか。

○小川保育計画係長 通常の認可等の案件のときに、そういうお話にはならないです。

審議事項の中に、保育所に対する事業停止命令というものがございまして、そういう案件であれば、当然、そういった中身も出てくるかとは思っています。

○松原委員長 どうぞ。

○駒村委員 保育部会で、設置認可で1件否が出たのですけれども、これはどういうケースだったか教えてもらえますか。

○小川保育計画係長 こちらは少々イレギュラーな、そもそも諮問したということ自体がイレギュラーだったのかもしれないのですけれども、実は、シックハウスの検査結果で、基準値を満たしていなかったという状況でした。

ですので、そういったところにお子さんを入れるわけにはいかないということでの不承認ということでございます。

○松原委員長 ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋です。

里親認定部会を担当させていただいていますが、この最近のケースを見てみると、や

はり都市型の里親さんですか、要件を何か考えなければならぬかなと思うようなケースが徐々に出てきているのは、やはり都市であるからかなとも思うのですけれども、例えば、要件で2室あればいいといっても、2室に4名のお子さんがいるところに里子を迎えるとかというような例などは、やはり施設でいえば最低基準に反していることになりますよね。でも、養育家庭の認定要件とすれば、2室あればいいということですので、だんだんそういうところも東京都なりに考えたほうが、養育家庭制度は東京のものでもあるわけですが、時代が随分変わりましたので、その辺の条件の整備も必要なのではないかということを感じましたのと、やはり、コストをどうするのか、この子を幾らで見てくださるのかという感じも必要になってきたようなことを感じました。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、続いて、2つ目の報告事項、東京都の施策動向についてということで、事務局から続けて御説明をお願いいたします。

○花本計画課長 東京都の施策の動向につきましては、それぞれの所管の課長から御説明をいたします。

○前川子供・子育て計画担当課長 それでは、資料4-1をごらんください。

東京都子供・子育て支援総合計画につきまして、御説明申し上げます。

「1 計画の概要」です。

まず、「計画の性格」につきましては、本計画は都における子供・子育てに関する総合計画となっています。

子ども・子育て支援法に基づく計画と、次世代法に基づく地域行動計画をあわせて一体的に策定しております。

「計画期間」は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

「検討組織」は、学識経験者や子育て支援事業者などで構成される東京都子供・子育て会議のほか、庁内横断組織である子供・子育て施策推進本部などを設置しています。

「計画のポイント」としましては、幼児教育と保育にまたがる初めての計画です。

また、待機児童解消の目標年次を設定しております。

さらに、本計画では、人材の確保と資質向上に向けた取り組みの充実を図ってまいります。

「点検・評価」につきましては、毎年度1回、東京都子供・子育て会議の場で調査審議を行ってまいります。

次に「2 計画の理念」についてです。

本計画では、3つの理念を掲げています。

理念1は、子供自身に焦点を当てたものです。全ての子供たちが個性や想像力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実すること。

理念2は、子育てへの支援に焦点を当てています。安心して子供を産み育て、子育て

の喜びを実感できる社会を実現すること。

理念3は、社会全体で支えることの重要性に焦点を当てた理念となっています。社会全体で、子供と子育て家庭を支援すること。

以上が計画の理念についてでございます。

最後に、「3 目標と主な取組」です。

本計画の3つの理念を実現するため、5つの目標を設定しています。

資料には、各目標と目標ごとの施策の体系を示させていただきました。

目標1につきましては、「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」。

目標2につきましては、「乳幼児期における教育・保育の充実」。

目標3につきましては、「子供の成長段階に応じた支援の充実」。

目標4につきましては、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」。

目標5につきましては、「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」を掲げています。

詳細につきましては、資料4-2をあわせてごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○中澤育成支援課長 続きまして、資料5-1をごらんいただきたいと思います。

本年4月に策定いたしました東京都社会的養護施策推進計画について御説明いたします。

まず、左側の「1 社会的養護の状況」をごらんいただきたいと思います。

一番上は「児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況」になっております。

折れ線グラフの上の線が区市町村、下の線が児童相談所における被虐待の対応件数です。5年間の年次推移となっておりますが、いずれも増加している状況でございます。

その下が「一時保護所の新規入所状況」となっております。

一番上の太い線ですが、これが被虐待を主訴とします一時保護の件数になります。こちらはその上で、今、ごらんいただきました被虐待相談対応件数の増加に伴いまして、一貫して増加している状況でございます。

その下が「社会的養護の下で育つ児童数の推移」です。

棒グラフになっております。白黒で少し見にくく、恐縮なのですが、棒グラフの上から家庭的養護であるファミリーホーム、次が養育家庭等、その次がグループホーム、その下が施設養護である児童養護施設の本園、その下が乳児院で暮らしている児童数ということになっております。

ここ数年、社会的養護のもとで育つ児童の数ですけれども、大体3,900人台で推移をしております。

内訳を見ますと、グループホームの児童数が増加しておりまして、養育家庭等への委託児童の割合は横ばいになっております。一番右の平成25年度の児童数ですが、上か

ら順に、ファミリーホームが66人、養育家庭等が371人、グループホームが790人、児童養護施設が2,264人、乳児院が436人となっております。家庭的養護の割合が31.2%、施設養護の割合が68.8%となっております。

次に、右側の「2 計画の概要」をごらんいただきたいと思います。

本計画ですが、平成24年11月に出されました厚生労働省の局長通知に基づく都道府県の推進計画となっております。

計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間で、5年ごとの期末に見直しを行うこととしております。計画策定の趣旨ですが、社会的養護をめぐる状況の変化や、国の動向等を踏まえまして、子供の一時保護から養育家庭や施設等による養育、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れて、社会的養護施策の充実強化を図るために策定したものです。

「計画の理念」ですが、社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行うとしております。

「目指すべき姿」ですが、平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を現在の約3割からおおむね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進していくこと。

また、全ての施設において、子供1人1人に専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化していくこと。この2点を挙げております。

これらを踏まえまして、計画の具体的な施策展開についてですが、その下、6つの項目に分けてお示ししております。

1点目は一時保護についてです。

増加する一時保護の需要を踏まえまして、体制整備を図ってまいります。

2点目は、「家庭的養護の充実」です。

まず、養育家庭等につきましては、制度の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭への委託の促進、養育家庭等への支援の充実について、それぞれ進めてまいります。

また、ファミリーホーム、グループホームにつきましても、設置促進を図ってまいります。

3点目は、「施設養護の機能強化」です。

施設の小規模化と専門的ケアの充実に引き続き取り組んでまいります。

4点目は、家族再統合についてです。

家庭復帰に向けた支援、また児童相談センターにおいて実施している家族再統合に向けた支援プログラムの活用、母子生活支援施設の活用等を進めてまいります。

5点目は、自立支援についてです。

児童養護施設に配置しております自立支援コーディネーターの全施設配置等、児童の自立支援に向けた取り組みにも力を入れてまいりたいと考えております。

6点目ですが、人材の確保と資質の向上です。

養育家庭等、それから施設職員、児童相談所の職員について、それぞれ取り組んでまいります。

社会的養護施策推進計画についての説明は以上です。

なお、後ろに資料5-2といたしまして、概要をつけてございますので、後ほどまたごらんいただければと思います。

引き続きまして、資料6-1をごらんいただきたいと思います。

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）につきまして、御説明いたします。

まず、左側の「1 ひとり親家庭の現状」をごらんいただきたいと思います。

一番上は国勢調査による都内のひとり親世帯数の推移となっております。

平成22年のひとり親世帯数ですが、母子世帯が約5万8,000世帯、父子世帯が約7,000世帯となっております。全体の世帯に占める割合は、母子世帯が0.9%、父子世帯が0.1%となっております。

その下はひとり親世帯の就労形態となっております。

母子世帯の8割以上、それから父子世帯の9割以上が就労しておりますけれども、雇用の形態を見ますと、就業している母では正規職員それから従業員の割合が36.5%、この棒グラフの一番左側の部分になりますが、それと、パート・アルバイトが41.5%、それから派遣社員、契約職員、嘱託が14.5%となっております。

就業している父につきましては、正規職員・従業員の割合が64.4%となっております。

また、その下の母子世帯・父子世帯の年間収入ですが、母子世帯では、200万円未満が全体41.8%となっております。

その下は平成24年度の東京都福祉保健基礎調査におきますひとり親家庭の特に就労に関する状況につきまして、少しまとめて記載させていただいております。

続きまして、右側の「2 計画の概要」をごらんいただきたいと思います。

本計画は、母子及び節並び寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」になっております。

平成17年策定の第1期の計画、平成22年策定の第2期の計画に引き続く第3期の計画となっております。

平成27年度を初年度とします平成31年度までの5年間の計画となっております。

本計画のポイントですが、平成26年の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正を踏まえた、父子家庭への支援や、子供の貧困大綱に示されたひとり親家庭への支援策を盛り込みまして、また、生活困窮者自立支援法に基づく取り組み等の連携も意識して策定しております。

具体的には、その下の4つの施策分野を柱に取り組みを進めてまいります。

1つ目は「相談体制の整備」です。

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるために、相談支援さらなる質の向上を

図るとともに、必要な家庭に確実に支援が届けられるよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発を実施してまいります。

2つ目は「就業支援」です。

より安定した就業と収入を確保するために相談者に適した職業選択、正規雇用での就業や転職など、それぞれの状況に合わせた就業支援を充実してまいります。

また、就労機会の拡大に向けて、資格取得等への支援も実施してまいります。

3つ目は「子育て支援・生活の場の整備」です。

ひとり親家庭がニーズに合ったサービスを利用して、安心して子供を健全に育てられるよう、地域に実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援してまいります。

その他、身近な地域で子供たちの学習の機会が確保できるよう、全区市町村での学習支援の実施の支援など、多様な支援策を実施してまいります。

4つ目は「経済的支援」です。

ひとり親家庭の自立と、それから子供の将来の自立に向けて、経済面からの支援を行ってまいります。

ひとり親家庭自立支援計画の説明は以上でございます。

後ろに資料6-2といたしまして、概要をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、この3つの施策動向について、御質問あるいは御意見があれば伺いたいと思っております。

いかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員 子供・子育て支援計画についてなのですが、私、たまたまこの間、個人的なお話で申しわけないですが、病院でまた仕事をするようになりまして、医療機関というのは、非常に女性の多い職場です。

たまたまなのですけれども、子供の就学後のことを大変心配しているというお話を聞きました。

といいますのは、医療機関というのは朝が早いのですね。朝が早いもので、要するに今は、朝、保育園に預けられるのだけれども、小学校に入ってまさか1年生の子にお母さん先に行くからというようなことはできないというようなお話を聞きまして、何か支援がないものかというようなことをぼつぼつ聞きます。これがたまたままれな相談なのか、そうでもないのか、私にはよくわからないのですけれども、そのようなことも、多分、文言としてはどこかにここに当てはまるというお答えにはなるのだと思うのですけれども、そういったことも少しどれぐらいのニーズがあるのかも含めて御検討いただければありがたいなと思っております。

○松原委員長 事務局から何かありますか。

○前川子供・子育て計画担当課長 計画の中では、目標の3のところに、子供の成長段階に応じた支援の充実というところがございます。

こちらにつきましては、学齢児から18歳ぐらいまでをカバーしておりますが、その中に事業といたしまして、放課後の居場所づくり等、学童クラブの対応等も書いてございます。

そちらの計画に基づく支援などを、今後、充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○松原委員長 どうぞ。

○木村家庭支援課長 そういった設備面での学童クラブというのは、放課後の対応というものがあられるのですけれども、それ以外にファミリーサポートというものがございまして、そうした施設と学校の隙間を埋めるような事業がございます。そうしたものを活用していただければと思います。

○松原委員長 駒村委員、どうぞ。

○駒村委員 2つほど確認させてください。

資料のこれは4-2ですね。この12ページ、認定こども園のことが書いてあるのですけれども、参考資料の東京都子供・子育て支援総合計画を拝見すると、62ページに、これは最新ではないですね。1年ぐらい前の状態だと思うのですけれども、これは新制度の中で、新しい幼保連携型は1つの目玉の政策なのですけれども、認定こども園の認定件数の幼保連携型が全国で720に対し東京は16しかない。大体全国の10分の1ぐらいあってもいいと思うのですけれども、非常に少ないイメージがあるのですけれども、この4月にどうなっているかということをお教えいただきたいくて、これにあわせて168ページを見ると、取得特例の話が出ていますのですけれども、その一方で、次の行には、これはあれですか、上乗せ条件をつけているという理解でいいのでしょうか。こちらがまだ生きていますのかどうなのかというのが、資料4-2の12ページを見てもよくわからないのですが、この上乗せの条件がついているので、この認定こども園の数が少ないのか、認定こども園だから、特に幼保連携がどうなっているか、現状をお教えいただけますか。それが1つ目です。

あともう1つあります。

○松原委員長 お願いします。

○小川保育計画係長 認定こども園の件数としては、実は少し減っているという状況にあります。

地方と東京都の違いというので、地方では、やはり子供が非常に少なくなっているというところがありまして、幼稚園、保育所、いずれも子供の数が少なくなっていて、集団での保育というのが維持できないというようなことの中で、一体でやっていくというようなことが出ているということで聞いてはおります。



東京都でも、幼保連携型認定こども園はこれからということでは考えておりますけれども、幼保連携型認定こども園、17施設、この4月に1施設増えた形になっておりますけれども、幼保連携型認定こども園としては17施設となっています。

あと、幼保連携型認定こども園について、東京都では基準を上乗せしているから進まないのかという御質問ですね。

- 駒村委員 政府の特例要件よりも少し厳しめになっているのではないかと感じたので、そこを確認。
- 小川保育計画係長 こちらのところですけれども、東京都では保育、教育の質を確保するためにということでの基準を設けておりますけれども、こういったことが原因で幼保連携型認定こども園にならないという話はこちらとしては把握しておりません。これが原因であるとは考えてはいないということです。
- 駒村委員 こちらの12ページには、整合性があるかどうかわからないことが書かれていて、特例を利用したほうに対しては補助金をつける云々と、これとは矛盾していないという理解でいいですね。
- 小川保育計画係長 これは資格を取得する場合のお話ですのでこれとは矛盾はしていません。
- 駒村委員 となると、先ほどのお話は地方であるのは認定こども園に対する需要が地方は強いけれども、東京は比較的そういう意味ではまだないという意味ですか。
- 小川保育計画係長 需要というと、利用者の方からということになるかと思うのですが、利用者の方というよりは、事業者の方の参入へのインセンティブというか、そういったところのことです。
- 駒村委員 3番目が特に供給、参入制約条件になっているという理解ではないということですね。
- 小川保育計画係長 はい。
- 駒村委員 わかりました。
- もう1個ありまして、これは資料6-1の、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業というところなのですが、この相談支援事業というのは、そもそも必置の事業なので、何か任意事業で学習教室などはやっているのかどうか、そこを教えてください。
- 中澤育成支援課長 ひとり親家庭の施策の1つとして、学習支援というのがありますけれども、今回この自立支援法に基づく学習支援の事業というものもございまして、計画の中では、生活困窮者自立支援法か、あるいはこのひとり親家庭施策のどちらでもいいのですが、全区市町村で取り組んでいただけるように目標を定めているところでございます。
- 松原委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 大木委員、お願いします。

○大木委員 資料4-1の子供・子育て支援総合計画についてなのですが、最初の1番のところの計画の性格のところ、次世代と一体的にと書かれているので、いわゆる健やか親子21に基づく母子保健計画の内容もこの計画の中に盛り込まれているという理解でいかどうかということが1点と、もしそうであるとすると、内容的に母子保健に触れているところが目標1の妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくりというところだろうとは思いますが、母子保健支援事業というのが一項目だけしか入っていないくて、全地域の子供たちに母子保健では出会っていないという意味では、非常に重要なリスクの高い御家庭に最初に出会える大事なツールであるだろうと思うのですが、この東京都の子供の計画の中で、母子保健事業というのがどういう位置づけになっているかというのを確認させていただきたいということです。あと、少しずれるのですが、健やか親子21絡みで、国から各都道府県を通して区市町村に乳幼児健診のときにこのアンケート項目というのが出されています。それについて、私も、今、いくつかの多摩地域の市町村に入っているのですが、各市町村で対応は様々で、そのままアンケートを市町村が本来やっていた問診票と別に同封して入れて、項目全部はフォローし切れないので、ここにチェックがあった人だけ聞きますというような対応から、一切しませんというところまで様々なのですね。

各市町村が非常に対応に困惑しているというか、スタンスをどうとるかというのは、困っていらっしゃる場所もあって、そのあたりについて、東京都として何か市町村に対して方針があれば、教えていただきたいと思います。

○前川子供・子育て計画担当課長 まず、計画の内容につきまして、お話しをさせていただきます。

妊娠から就学前教育に至るまでは、「目標1、地域における妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」、そして「目標2、乳幼児期における教育・保育の充実」、そちらにおいて、事業として示されているところでございます。

母子保健支援事業につきましては、目標1の中で位置づけられておりまして、支援総合計画の冊子には、細かい位置づけがございますので、そちらを御参考にいただければと考えてございます。

○大木委員 冊子を拝見したのですが、89ページに、「8 母子保健支援事業」というタイトルがあって、2行書いてあるところ以外は見つけられなかったのですが、ごめんなさい。見落としていませんか。

○播磨事業推進担当課長 8番の母子保健支援事業というのは、ここに書いてありますとおり、東京都としては、区市町村職員などを対象とした研修を実施して、地域における母子保健水準の維持向上を図るところでございます。これは東京都として行っていく事業です。ただ、母子保健に関しては、実施主体が区市町村になっておりますので、東京都の実施するものとは別にして、区市町村でさまざまな取り組みをしていただくというところがございます。

もう1点目のアンケートに関してなのですが、これに関しては、委員からありましたとおり、市町村からも、いろいろな御意見をいただいているところではございます。

こちらに関しましては、国として、あるいは東京都としてそれぞれ可能な範囲で行っていただきたいというようなスタンスでございまして、現場はなかなか忙しい中、非常に御苦労も多いかと思うのですが、そういったアンケートを行っていただくことで、地域における子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりにつながっていくものかと思っておりますので、区市町村の方々におかれましては、御協力をお願いしたいと思っております。

○大木委員 すみません。アンケートが、あなたは子供を感情的に殴ったことがありますか、はい、いいえというようにストレートな質問が盛り込まれていて、そういった問診アンケートを送ることに対策上に余り効果を私は認められないのですね。かえって逆にそういうことを聞かれる健診には行きたくないという課題を抱えている方ほど思われると思うのですね。

そうすると、何かせつかく母子保健で出会えるであろうチャンスをみすみす潰してしまうリスクというのを考えても、なおあれをやったほうが良いという判断でしょうか。

○播磨事業推進担当課長 できる限りというところをお願いしたいというところではあります。

目的としては、委員のおっしゃるとおり、リスクの高い家庭を支援するというところが一番大きな目的なので、そういった項目でリスクが高いところを選択していくというようなツールの1つとして活用していただきたいというところでもあります。

○松原委員長 大木委員の御意見は、恐らくそういう質問項目の工夫について、東京都として何か変更とかサポートすることが必要ではないかということだと思っておりますので、別にアンケートをやってはいけないという話ではないと思うのですが、その点はいかがですか。

○梶原福祉保健局長 今、母子保健事業のご指摘がありました。母子保健事業は現在、東京都の役割というのが、全体として見ると、非常に少なく、基本的に区市町村事業になっているわけですね。

今のアンケートの話も、国がフォーマットをつくってやるもので、委員のお話というのは、それを東京都が何らかの形で変えた形をつくっていくというのが、東京都の役割ではないかという御指摘だと思います。

これは御意見としては私どももお受けしたいと思います。

我々は、今回トリガーとして、例えば、虐待を発見するとか、要支援家庭を把握するために、東京都独自にゆりかご東京事業というものを新たに始めたわけです。それは、母子保健なり、子育てスタート支援事業により、要支援家庭を発見した場合に、ゆりかご東京事業につなげていく形でやっていこうというものです。

区市町村が行う場合に、東京都がそれに対して補助を出してやっていこうという事業

ですので、我々としては、この事業を通じて子どもへの切れ目のない支援を強化していきたいと思います。

それぞれの母子保健の事業のしくみと、それをつなげる東京都の独自事業のしくみづくりの中で、今の委員の御指摘は、今後、御参考にさせていただきたいと思っています。

○松原委員長 それでは、委員からの御発言もありましたので、少し工夫をしていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

白川委員、高橋委員で順にお願いします。

○白川委員 先ほどの木村委員への御回答をもう少し詳しく教えていただきたい部分がありまして、ファミリーサポートセンターの支援員の方の朝の支援というのは何時から東京都ではなさっているのか、そんなに早い時間から支援していただけるのかというのは、ほかの自治体では余り考えられないことなので、そこら辺を詳しく教えていただきたいのと、あと、実際、小学校の先生方で親切な方が朝、校門を開けて、子供たちを校庭で遊ばせたりとかしていらっしゃる現状というのものもあるように聞いております。

子供たちにとっても、ファミリーサポートセンターの方は、家庭の中で預かって、登校をサポートするというような形になるかと思うのですけれども、今、少子化ですし、学校で子供たちが集団で遊べるような時間というのが、朝の時間帯にあるといいのかなというところもありまして、学童保育で、放課後だけでなく、朝の時間帯もサポートできるようなことというのは、今後、考えていただけるのかどうか、教えていただきたいなと思っています。

○木村家庭支援課長 ファミリーサポートセンター事業につきましては、区市町村の地域子育て支援事業で法的に位置づけられた事業でございます。

各区市町村で実施してございまして、育児の援助を行う人と、育児の援助を受ける人、それぞれが会員になり、保育所や学校等の子供の送迎、そういったものを支援していくというものでございます。

相互の援助活動の調整等というのは、そういった2つの会員さんを結びつけるというところを区市町村が実施しているというところです。

ですので、例えば、朝の時間帯の支援が必要な人と、その時間帯なら支援できるよという人とマッチングして支援していくというような仕組みです。

もちろん、委員のおっしゃるとおり、そういう支援をする人が数少ないということであれば、そこはなかなかできないのかもしれないのですけれども、今、そういった支援が必要だというところで、できるだけそういった支援ができる人を確保していったってマッチングさせていくというような仕組みでございます。

○松原委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 先ほどの白川委員からの御質問は時間のことだったと思うのですけれども、私は実際に現役のファミサポの利用会員で、市区町村ごとに違いがあるというのはその

とおりののかもしれません。例えば、練馬区の場合だと、ファミサポの利用時間は朝の7時から夜の8時までです。その時間は決まっておりますので、その時間内でしかやはり援助はしていただけないということになります。例えば、公立園であれば、延長保育をやっているところもありますが、それでも朝はやはり7時半からですので、実際、市区町村によっても違いはあるかもしれませんが、30分ぐらいしかファミサポの援助時間と保育園の開園時間が違わなければ、やはり木村委員のおっしゃった朝の保育のところで、多くの保護者の方が苦勞されているという実態があるのだろうと感じます。

○白井委員 関連で。

○松原委員長 どうぞ。

○白井委員 公募委員の白井と申します。

今、子供がちょうど小学生で、私は現在、働いていないので、学童は利用していませんけれども、例えば、長期の休みのとき、朝学童に行ってもまだあいていなくて、冬場など、門の前で子供が手をこごめながらあくのを待っているというお話を聞いたことがあります。

また、ファミリーサポートセンターは、私は、お願いするほうの会員で登録しているのですけれども、実際、そんなにぴったりした人が見つかるという例は非常に難しいです。登録している人が少ないですし、地理的にも、例えば学校と反対側に住んでいる人しか見つからなかったら、その学童があくまでの間に、わざわざそこまで預けに行くのかという、そういうアクセスのこともありますし、絶対的に登録数が少ないので、例えばですけれども、リタイアする人に必ずファミリーサポートセンターのパンフレットを渡すとか、あと理想としては、同じマンションとかに住んでいる人に登録会員がいれば、一番親としてはありがたいですね。

なので、例えば、マンション単位でそういったことを啓発するところを何か行政が横のつながりでやっていくとかをしてやはり圧倒的に会員数を増やしていかないと、幾ら制度があるといっても、現状ではなかなか利用にはまだ課題が多い制度だなと現場からは感じています。

○花本計画課長 よろしいでしょうか。

○松原委員長 どうぞ。

○花本計画課長 先ほどから母子保健やファミリーサポートセンターについての御意見を頂いておりますが、この計画は、東京都がつくった子供・子育て支援総合計画であり、区市町村もそれぞれ計画をつくっています。

基礎的自治体である区市町村と、広域自治体である東京都の違いは、先ほどおっしゃったファミリーサポートセンターで朝のニーズについてはどうなのだという御意見がありました。そうした地域の実情に応じたニーズは、基礎的自治体である区市町村が把握して、それを施策化するものと考えております。そして、そういった区市町村を支援するのが東京都の立場だと考えております。区市町村が実情に応じて、朝のファミリ

一サポート事業をもっと拡大したいと。それに当たって、東京都も支援してほしいというのであれば、東京都としても、そういった区市町村の取り組みを支援していきたいと思っております。まずは、それぞれの地域において、区市町村がどれだけ住民の方のニーズを把握して、施策にしていくか、それを東京都としてどれだけバックアップするか、それが役割なのかなと思っております。

- 松原委員長 せっかくこういう場で現役の子育てをされている方の御意見が出たので、それは都の審議会として、各区市町村に伝えていくということも必要ですし、今、おっしゃった東京都の役割としてそういう各区市町村を支援するという中身の中に広報啓発ですとか、そういうこともあるでしょうし、場合によっては区市町村との連携の中で、モデル事業というようなことも考えられるのかなと思います。きょうは、かなり現実の声がお聞きできたと思いますので、そのことは都としても受けとめていただきたいと思っております。

高橋委員、それでは、別件になるのでしょうか。お願いします。

- 高橋委員 別件になりますけれども、社会的養護の施策推進計画のこの資料5-1の左の一番上にこの区市町村と児童相談所と分けて発見対応数が示されているわけですが、実際に区市町村といえば、子供家庭支援センターを言っているわけでしょうか。それと児童相談所であれば、これは東京都の対応ということになるわけですが、実際にこれを発見してその後はどうなっているのですかね。

いわゆる措置という形になれば、当然児相に行くわけですよね。そうすると、児相の数がもっと増えてもいいのではないかなと思うのですけれども、まず、それが第1点ですね。

それともう1点は、この推進計画は概ね15年をスパンに各施設から聴取しているわけですね。そうすると、その15年を実際にその施設はどんなふう計画として持っているのか、実際にはもう一方は国の3分割で施設を縮小して里親制度へ移行しようとしているわけですから、この辺でそれぞれの領域の支援策が必要になってくると思うのですね。

要するに、里親、家庭養護を推進するためには、今の体制では今の状況でしかないわけですから、今後、もっと3倍ぐらいの支援策を考えなければならないのだろうともなるとすれば、実際の施設の機能等をどう使っていくのかとか、そういうことも施設の推進計画の中に載っているのかどうか、そのまずは2点お考えを伺えればと思うのです。

- 松原委員長 それでは、2点御質問が出ました。

それでは、お願いします。

- 木村家庭支援課長 それでは、1点目についてお答えします。

児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況、こちらは、16年度の法改正で児童虐待等の相談の一義的な窓口は区市町村に位置づけられたというところで、区市町村の統計が17年からつくられています。

児相は、都からずっとこういった形で相談対応状況というのが右肩上がりなのですから、こういった推移というところになっております。

区市町村、子供家庭支援センターがそういった東京都の場合は受けるのですけれども、ここの中で、例えば児相の対応が必要なケースにつきましては、例えば9,479件のうち、何件かは児相に送致されて、児相側で対応しているということになります。

そういったものは5,414件の中に含まれてくるというようなものということになります。

こういった右肩上がりでの対応件数は増えているのですけれども、これに合わせて児童相談所の体制強化を行ってございまして、児童福祉司も今年度13名増員しています。

こういった強化につきましては、今後、対応件数を見ながら、どう増やしていくかというのを考えていかなければいけないと考えてございます。

○高橋委員 そうすると、新聞等に報道される虐待の毎年の件数は、これを足したものになるわけですか。破っていますよね。

○木村家庭支援課長 あれは、児童相談所の通告を受理した件数で、国が発表しているのは、下の数値の全国の積み上げになってきます。

○高橋委員 ああそうですか。

それで、地域で発見されたものについては、余り公表はされていないということになるわけですか。

○木村家庭支援課長 各区市町村で受けた件数というのは、公認されているかどうかでわからないです。すみません。

○松原委員長 大体、統計を見ますと、毎年発表される児相が把握した相談件数プラス1万件ぐらいされると、各区市町村が発見した虐待相談になります。

よく出ています。

○高橋委員 要するに、虐待の地方差があると思うのですよね。都市部は相当な数が出るはずだと思うのです。

○松原委員長 それで、児相相談所がかかわらないで、区市町村で対応している件数が一定数ありますので、大体児童相談所プラス1万件と私は考えております。

○高橋委員 要するに。

○松原委員長 それでも、まだ潜在しているものはあると思うのですけれども。

○高橋委員 そうですよね。要するに死亡事故などにつながるのは、そういうところで把握できていないケースなどがあるのではないかと思うのですけれども、だから、区市町村のような身近なところで発見されているものがもっと早くに対応ができていれば、子供の命にもかかわるのではないですか。

○松原委員長 それも多分さまざまだと思います。

○高橋委員 そうですね。

○松原委員長 2点目はいかがですか。

○中澤育成支援課長 2点目につきましては、各施設から出されております家庭的養護推進計画、あの中身につきましては、15年間をスパンに今後、地域分散化、小規模化をどのように進めていくのかという各施設の考え方について、数値を出していただいているという中身になりまして、そういった意味では機能をどうするかとかという話については、そこでは触れられているものではないです。

東京都としては、各施設から出されている数値も踏まえながら、目標も定めていますけれども、家庭的養護の推進ということであれば、施設に関しては、グループホームをさらに増やしていくという方向で、地域分散化、小規模化を進めていく必要があると思っております、その辺につきましては、今後、計画を進めていく中で、各施設と少し調整させていただこうかと思っております。

○高橋委員 別の資料によると、10年ぐらい先を見据えて、東京は社会的養護を4,500ぐらいがうたわれていますよね。現在、3,000のところを。だから、それだけ対象が増えるということは、少子化していく中で相当重篤なケースが増えることになるだろうと思うのです。

だから、そうなる、家庭的養護だけでは済まない問題が相当、今から予想できるわけですね。

だから、相当、里親さんたちのサポートをする体制をどう考えていくのかというのが、すごく今から重要なことになるので、それを既存の施設当たりが心理職やら、精神科医がだんだん配置されるようになってきている、それをどう使っていくかというのも、もう一方は、単に数字だけの問題ではないと思うのですね。

というようなことも推進計画の中には当然あっていいのではないのでしょうか。

ですから、27条の1項の1号、2号、3号とありますけれども、その前段あたりの権限が、少し民間に下ろされていって、かつての養育家庭センターのような、里親センターのようなものが、今の国の制度では児家センがあるわけですよ。児童家庭支援センター。東京都はそれを認めていませんけれども、何かそういうものを施設に付置することによって、地域へ出て行く1つのツールがそこにできていくのではないかと思うのですけれども。

だから、推進計画としては、数字情報は出たかもしれませんが、里親さんがやはり安心して養育にかかわれるような、相手が必要だと思うのですね。

だから、そういうものに、この計画の中にはうたわれていいのではないかと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○松原委員長 今の点については、後の議事にかかわりますので。

○高橋委員 ああそうですか。

○松原委員長 はい。

高橋委員の御発言、今、一旦、引き取らせていただきたいと思います。

ほかにいかがですか。



私から1点、同じこの社会的養護の推進計画で、一時保護の確保ということがうたわれていますが、平成26年10月に審議会が出しました社会的養護の新たな展開に向けての中でも、一時保護のことを取り上げていまして、そのときに、質的な担保ということも課題にして、具体的には保護所の第三者評価、外部評価をやるよという提言をしているのですが、そのことは今回のこの推進計画の中には含まれていると考えてよろしいですか。

○木村家庭支援課長 外部評価につきましては、既の実施し始めてございまして、計画というよりは、もう既に行っているというようなところでございます。

○松原委員長 失礼しました。

きょうの報告の中にはなかったの。

では、何か結果が出ましたらぜひ審議会に御報告ください。

久保委員ですか、失礼しました。

○久保委員 今までの議論とは少し違うところなのですけれども、資料4-2の3ページのところに、棒グラフがありまして、0歳から14歳の人口の推移（東京都）という形でグラフが示されています。

今までの議論の中では、やはり生まれ出た子供をどう大事に育てて1人前の大人にしてくかとか、あるいはその親が保育をしたりとか、そういういろいろな生まれ出た子供に関する議論が続いているように思うのですけれども、この少子化という問題について考えた場合は、やはり男女の出会いの支援とか、それから、あと公的な施設、公的な組織の中では女性のやはり妊娠・出産に関する休暇等の理解があるように私は思います。しかし、一般の企業の中では、やはり女性がそれなりの責任のある部署で、仕事を続けていく場合には、やはり相当頑張らなければいけないというプレッシャーがありまして、その辺のところに対する支援がこれは企業の経営者の考え方も相当な支援体制で臨んでいただかなければいけないと思うのですけれども、そのこのところの生まれ出た子供をやはりどう増やしていくかという、そのもとのところの議論がやはり少子化に対して非常に解決するためには重要なのではないかと思います。ですから、その生まれ出た子供の前のところの支援をどのように考えるのかというのは、もうやはりある程度公的な東京都のような大きなところが支援していただくというところに、重要な期待がかかっているのではないかと思いますので、できれば梶原福祉保健局長さん、その辺のところ、どう考えられているのか、よろしくお願いたします。

すみません。何か議論が違うところに飛んでいきまして。

○梶原福祉保健局長 少子化の問題というのは、これは議会等々でもさまざま議論をされているところです。我々の中でもさまざまな議論をしています。

まず結婚をする、あるいは子供を産むというのは、基本的には各個人の価値観であるという前提を踏まえた上で、我々がどういう施策を打てるか考えるというのが行政に課せられた課題なのだろうと思います。

例えば、今年度から開始した男性の不妊治療へのかさ上げの施策であるとか、子供を産み育てるといふ、産んだ後の施策。保育サービスが十分でなければ、第1子を産んでも、第2子を産もうとは思わないという状況があり、必ずしも保育サービスの拡充というのは、産んだだけのものではなく、子供をみんな安心して育てられるというサービスをそれぞれ整備していかないといけない。そうした考えに立って、今回、子供・子育ての計画の中に様々な施策を入れてあります。

もう1つは、これはうちの局というよりは、産業労働局になるのですが、ワークライフバランス、女性の働き方、これは知事もいつも言われているのですが、女性の働き方というのは、男性の働き方、つまり男性が長時間労働をしているような社会のあり方であるならば、子供を産み育てるといふ環境としては、なかなか辛い。

東京都で何ができるかという問題があるのですが、やはり社会全体でそういう長時間労働の解消であるとか、正規、非正規雇用の問題があります。所得が低い男性ということになると、なかなか結婚しづらい。結婚しづらいということは、子供ができにくいことから、さまざまな面で施策を総合的にやっていく必要がある。

我々としては、教育、福祉保健、産業労働、住宅といった、さまざまな施策を組み合わせ、少子化問題には対応する必要があると思っていますし、そういう施策を今後とも進めていきたいと考えています。

○久保委員 ありがとうございます。

○松原委員長 それでは、議事を先に進めさせていただきたいと思います。

報告が終わりまして、議事が3つ用意されております。

今、それぞれ最初の2つは連関しております。

今期の児童福祉審議会で、新たに御審議いただきたい事項についてお諮りをしたいと思います。

専門部会はその時々、社会的なニーズに応じて設置されておりますが、私と事務局とで具体的な検討事項について調整をしました案を、本日、皆様に御説明いたします。

事務局より副委員長に対して内容について、御説明をし、御了承をいただいていると聞いております。

事務局から、まず、御説明をお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、今期の専門部会で御審議いただきたい内容につきまして、御説明させていただきます。資料7をごらんいただきたいと思います。

今期の専門部会では、家庭的養護の推進につきましては、御審議いただきたいと考えております。

まず、左側の「社会的養護に関する最近の動向」について簡単に御説明いたします。

まず、《国の動向》です。

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会、それから社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の取りまとめといたしまして、平成23年7月に、社会的

養護の課題と将来像が示されました。その中で、社会的養護の基本的方向としまして、家庭的養護というものが位置づけられておりまして、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくということも含めて推進していくと述べられております。

また、社会的養護の整備利用の将来像としまして、今後、十数年をかけておおむね3分の1が里親及びファミリーホーム、おおむね3分の1がグループホーム、おおむね3分の1が本体施設という姿に変えていくとされております。

また、平成24年11月には、児童養護施設等の小規模化、及び家庭的養護の推進についてという厚生労働省の局長通知が発出されまして、都道府県は平成27年度を始期とした15年間の推進計画を策定することという技術的な助言がなされております。

続きまして、都の動向になります。

都では、昨年、平成26年10月に児童福祉審議会より「社会的養護の新たな展開に向けて—家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援—」という提言をいただきました。

支援の必要な子供の生活環境の保障、また子供たちへの適切な支援を実施するための施設、養育者の質の向上等、全5項目にわたっての提言となっております。

このときの専門部会において、家庭的養護の推進についても、議論はされておりますが、専門部会からは、この提言の中で、新たな東京の里親支援の仕組みをどういう形で進めるのかということは関係者等のヒアリングをしながら、都として引き続き検討することという提案をいただいております。

提言の中では、養育家庭等に関することも触れられております。主なものをそこにピックアップして載せてございます。

施設と養育家庭の二者択一ではなく、施設と養育家庭の連携強化により、1人1人に対応した養護を推進していくこと、乳児院と養育家庭等の一体的支援により、親権者の理解を深め、委託につなげるような仕組みづくりを検討していくこと。

養育家庭登録数を増やすため、地域により密着した周知活動ができるよう、施設等と協働していくこと。

委託中の養育家庭等に対しては、みずから学びを深め積極的にスキルアップをするよう促す支援を行う必要があること等について述べられております。

提言でいただきました内容も踏まえまして、先ほど御報告をいたしましたとおり、平成27年4月に都の社会的養護施策推進計画を策定しております。

その中で、繰り返しになりますが、目指すべき姿として平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合をおおむね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進していくこと。

また、全ての施設において、子供1人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化すること。この2点を掲げているところでございます。

その右側に「専門部会での検討事項」とございますが、そちらをごらんいただきたいと思っております。

今期の専門部会では、昨年、26年の児童福祉審議会提言の内容を引き継いで、発展させる形で、特に養育家庭等に関する議論をお願いしたいと考えております。

制度の根幹にかかわる部分は、児童相談所が適切に実施できる体制を構築するとともに、関係する各機関の特性を最大限に生かすこと。そのためには何が必要かなどについて、御審議をいただきたいと思っております。

《主な検討事項》を下に挙げてございます。

委託促進に向けた体制強化、養育家庭の開拓と資質の向上、委託促進と支援充実に向けた関係機関との連携、新生児委託等についてと考えております。

資料の下の部分をごらんいただきたいと思っております。

こちらは、都における社会的養護の状況について、平成27年3月現在の施設養護、家庭的養護、それぞれのデータをお示ししたものになります。

社会的養護を必要とする児童の措置の状況ですが、乳児院と児童養護施設の施設養護が7割弱、養育家庭とファミリーホーム、グループホームの家庭的養護が3割強という状況になっております。

この家庭的養護3割という数字を、平成41年度には6割に引き上げていくことを目指しております。

そのためには、養育家庭等への委託を一層進めて促進していく必要があります。養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大、また養育家庭等への支援の充実も同時に進めていかねばならないと考えております。

今期の専門部会で御審議いただき、取り組みの推進につなげてまいりたいと考えております。御審議いただきたい内容の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

先ほど、これにかかわって高橋委員にもうかなり踏み込んだ御発言をしていただきました。

ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

○石崎委員 先ほど、高橋委員がお話しされたことと重なるとは思いますし、この文言がいけないということでもないのですけれども、このことを考えたときに、今、施設ではハンディキャップを持ったお子さんなどの養護をかなりしていらっしゃると思います。

そういう方たちが養育家庭とか、なかなか本当にグループホームでも随分受けていると思うのですけれども、うまく養育されないということがあると思うので、その辺を、今、学校では特別支援教育とって、コーディネーターとかがいらっしゃると思うのですけれども、既にそういう施設でそういうお子さんの経験のある方、または専門家の

方々のサポートをしっかりとコーディネートするとか、教育をするとか、ここに書かれておりますけれども、ハンディキャップを持たれた重い方もいらっしゃいますし、軽くてわかりにくい方もいらっしゃると思うのですけれども、その辺もしっかりサポートをするということをどこか細則でも、細かいところでも挙げていただければいいなと思います。

そういう場合には、やはり家庭的養護だけではやはり済まないところもあって、この文言を拡大させていけばいいと思いますけれども、障害を持った子供たちへの配慮を明記していただきたいと思います。特別支援の要る子供たちというか、そういうものを。子供たちへの支援の明記をどこかでしていただければと思います。

○松原委員長 これは専門部会での検討事項案ですので、石崎委員がおっしゃったことも含み込んで、いずれまた柱は詳細に立っていくのかなと思います。

ほかにいかがでしょう。

どうぞ、駒村委員。

○駒村委員 先ほどの報告の中の資料5-2を、今、見ていて、11ページに施設を退所した後に就業した児童の7割が3年以内に離職していると。あるいは推進計画の冊子を拝見しますと、17ページにあります。この状況というのはかなり厳しいと思っていいるのですよね。中退、これは高校を含めてですから、どう評価していいかわかりませんが、中退率が21%、1年未満での退職率が40%となっているのですけれども、この中で、児童養護施設等の「等」となっているところについては、家庭的養護のグループ等を含んでいるのか、含んでいないのか。これはどちらから出たら何か差があるのか、要するに施設なり家庭的養護が出た後に、どのような状況があつて、2つのグループで差があるのかがどうか、そこもそのいるときだけではなくて、出た後も含めて、その自立できるような生活支援を行っているのかどうかというのに、この2つのグループで差があるのかなと。養護施設を出た人たちと家庭的養護から出て行った方とで差があるのかどうかというのは、これはわかるかどうか聞きたかったのです。

○中澤育成支援課長 1点目のこの対象者調査結果の児童養護施設等の「等」ですけれども、こちらは児童養護施設とそれから養育家庭等も含んだ形での数字となっております。

○高橋委員 自立支援施設も入っています。

○中澤育成支援課長 そうですね。あと児童自立支援施設も入っております。

それぞれの種別で分けた数字があるかというのと、それは残念ながら出していないところでございます。

○駒村委員 それは現場の感覚としては、現在では、施設の状況としては、7対3ぐらいなのではないでしょうか。出て行くときに7対3かどうかというのはまた別問題だと思いますけれども、何か両方のグループで出た後に、何か違いみたいなものはあるのでしょうか。

現場のもし感覚でよければ。

○松原委員長 高橋委員、何かあれば。

○高橋委員 では、一応、私の専門でありますので。出た後の違いは、いわゆる保護者が保護できない人たち、18歳で出て行くということは。だから、施設長がいわゆる保証人になったりして出て行く。20歳までの2年間というのがグレーゾーンなのですよね。だから、2年間は保障できるけれども、それ以降に転職をしたりした場合、今度は自分の意思で変わっていくからわからなくなってくるのですね。自分の関係の中で移っていくということがあります。

ですから、保護できる期間をもっと伸ばす必要があるのではないかとということで、現在、自立支援を求める数が増えてきています。

虐待等で入所してくる子供たちは、家庭には帰れないのですよね。自立が前提になります。だから、そういう社会的な仕組みももう1つ考えなければいけないのだろうと思いますね。

これは5年前の調査の結果を多分使っていらっしゃると思いますので、そのとき、約3,000人の対象者が10年間にいたのだけでも、そのうち回答を求められるのがそのうち半分だったですね。要するに施設が把握している連絡先。そして回答があったものも、またその半分、約700ぐらいだったのですね。だから4分の1ぐらいの子たちのこれは結果ではあるのですね。

○駒村委員 もしかしたら、もう少し回答がないほうが。

○高橋委員 そこが問題だと思います。

それと、今、おっしゃたように、高校中退者も、今、多いのです。せっかく高校に入ったけれども、卒業できる子供たちは5分の3ぐらいなのです。何で中退かといえば、やはりサポートの問題もありますし、それから、学力の問題、現在、養護施設の約30%は障害を持った子たちです。それは障害児の施設がだんだんなくなってしまったためなのです。ただ、高校を卒業しなくても、適切な就労先があれば、施設がサポートしているわけでもあります。さらに大学進学については、今、11~13%ぐらいですが、これはもう完全に資金の問題です。今、国でもいろいろ考えてはいますが、相当な社会的なサポートがないとできないですね。ということがこのアフターケアの問題としては、今、抱えている問題です。

○松原委員長 ありがとうございます。

柏女副委員長、どうぞ。

○柏女副委員長 テーマですけれども、今の重点的に議論する事項を聞くと、家庭的養護の推進ではなくて、やはり家庭養護だと思うので、「的」を削除していただけないかと思っております。

養育家庭を中心としてというお話がありましたので、そういう意味では家庭養護の推進ということで、それに対して施設に何ができるかとか、そういう議論を中心的に行っていくのがいいのではないかと思います。

○松原委員長 事務局は、それでよろしいですか。

○花本計画課長 今、柏女委員から、家庭養護に改めるべきではないかという御意見がありました。東京都といたしましては、4,000人近くいる社会的養護のもとにある子供ができる限り家庭的な環境で養育できるように、都独自に養育家庭制度を創設し国に先駆けて推進してきましたし、ファミリーホーム、グループホームも推進してきました。

その割合を引き上げていきたいということで、今回、専門部会のテーマにもしたのですが、子供が抱える課題というのは、1人1人異なりますので、児童本人や保護者の状況にあわせて養育家庭がふさわしい子は養育家庭、ファミリーホームがふさわしい子はファミリーホーム、グループホームがふさわしい子はグループホームというように、より適切な養育環境を提供していくことが必要だと認識しております。そのため、家庭養護と家庭的養護と区別をせずに、家庭的養護総体として捉えて、おおむね6割を目指して取り組んでいくことにしております。

家庭的養護6割と言いながら、里親委託を進めていくのであれば、はっきりそうしたほうがいいのではないかということですが、先ほどの説明のところにもありましたけれども、家庭的養護の中の割合で見ると、里親委託は、ここ数年余り変わらず、グループホームは増えているので、家庭的養護6割を達成したとしても、その内訳を見た時に、グループホームが多かったりするのではないかなという御懸念もあるかもしれませんが、子供1人1人に合った養育環境を提供していくということで、家庭的養護総体として、6割を目指してしていきたいと考えております。そのため、家庭的養護の推進という形で審議テーマに掲げた上で、里親委託、養育家庭委託を進めていくためにはどのようにするのかということについて、主として御意見をいただきながら、議論を進めていきたいと考えております。

○松原委員長 御趣旨はわかりました。東京都の方向性としてはそうだけれども、今期のこの専門部会については、家庭的養護を進めていく中での養育家庭について集中的に議論をするという理解でよろしいのですよね。

○花本計画課長 集中的には議論したいと思います。

○柏女副委員長 だとしたら、家庭養護の推進でいいのではないかと。

つまり、家庭養護を議論するわけですから、家庭的養護を議論するわけではないので、グループホームの議論はしないわけでしょう。だとしたら家庭養護でいいのではないかと。

○花本計画課長 後程、別の資料で審議内容について御説明をするときに、メインは養育家庭、里親委託の推進なのですけれども、東京都の家庭的養護の現状、課題を説明する中で、グループホーム、ファミリーホームについても、現状、課題を御説明したいと考えておまして、それに対する御意見もいただければと思っています。議論を全くしないというわけではなく、それも含めて、幅広く御意見をいただきたいと思っています。

○高橋委員 よろしいですか。

○松原委員長 どうぞ。

○高橋委員 今のお話は、先進国はみんなそういうことなのです。アメリカでもオーストラリアでもイギリスでも、先日もバーナードホームに行きましたけれども、ほとんど施設養護はなくなって、里親に。

しかし、里親さんに対する支援策というのは、相当な仕事として持っていますね。

今、東京でも私が持っているデータでは、里親さんの措置の不調で施設に戻っているケースが30%ぐらいいるのです。これは高齢児になってからですけれども、というのは、やはり単に里親か施設かではないと思うのですね。やはりそれは社会的な養護の中で、さらに家庭的養護として、または家庭養護としてどう推進していくのかというのは、総体で見ていく必要がお互いにチームアプローチ的な感覚で見ていかないと、その子たちの問題は解決しないのではないかと。

さらに、そこには家族がいます。最終はファミリーケースワークなのですよね。ファミリーケースワークはファミリーソーシャルワークなのです。その家族をいかに恒久的に養育者として、子供たちにもう一度再生してあげるかどうかというところであろうと思うので、分離してある年齢まで見ればよいということではないと思います。

先進国も、今、社会的養護をもう一度見直すというような動きが、きょうここにもいろいろレポートを持っていますけれども、やはり、それは単にこちらかこちらかではないのではないかと思うのですね。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、東京都の御意向もわかりましたし、各委員の御意見もいただきましたので、実際にどういう方に委員になっていただいて、どういう審議内容をしていくかという中身の話もしていただいて、さらに御意見を伺いたいと思いますので、資料8について御説明をお願いします。

○花本計画課長 それでは、資料8、A4横書きのものをごらんください。

部会の委員としましては、専門部会委員候補者にありますように、本審議会から6名の方になっていただきたいと考えています。

まず、部会長に柏女委員、副部会長に駒村委員、そのほか、磯谷委員、山本委員、横堀委員、都留委員をお願いしたいと思います。

また、東京養育家庭の会理事長の青葉氏、東京都社会福祉協議会児童部会副部会長の武藤氏、日本社会事業大学専門職大学院准教授の宮島氏、NPO法人キーアセット代表の渡邊氏、この4名の方に専門部会の委員として新たに御就任いただきたいと考えております。

また、本審議会の会長であります松原委員にも、オブザーバーとして御参加いただきたいと思っております。

続きまして、審議内容ですけれども、審議内容とスケジュール、右側と資料の下段をごらんいただきたいと思うのですけれども、第1回目は、今月末、具体的には8月27



日なのですけれども、開催予定をしております、ここで東京都の家庭的養護の現状と課題。いわゆるグループホームやファミリーホームも含めた、今、どういう状況で何が課題なのかということの説明、それといわゆる措置権者である児童相談所の現状と課題について御説明し、それに対する御意見をいただく予定となっています。

第2回は9月に開催する予定なのですけれども、養育家庭への委託促進に向けた児童相談所の体制強化や養育家庭の開拓と資質向上に向けた取り組み等が、主だったものですが、そのほか、グループホームやファミリーホームについても、ここで少し触れる予定でして、御意見をいただきたいと思っております。

それを踏まえて、第3回には、まずここまでの分の委員の皆様からいただいた御意見を踏まえた施策の方向性や取り組みについて、中間のまとめを行いたいと思っております。

その後、第4回には、有識者のヒアリングとしまして、今、候補者を考えているところなのですけれども、養育家庭をテーマにヒアリングをしますので、例えば、都の養育里親の方ですとか、元里子の方などからお話を伺いたいと考えております。

第5回目は、委託促進と支援充実に向けた関係機関との連携、親族里親をテーマに御審議いただこうと思っております。

以上、第5回までが、下のスケジュールにありますように、27年度中に実施する予定でございます、第6回目以降は、28年度からになっておりますけれども、まず、第6回は新生児委託について有識者のヒアリング。第7回で、新生児委託についての議論をし、これらを全部踏まえまして、第8回で専門部会としての報告書の骨子の検討、第9回で、報告書本文について検討していただきまして、11月の児童福祉審議会の本委員会につなげるとそういった流れになっております。

部会委員の候補者と今後のスケジュールについての御説明は以上になります。

○松原委員長 ありがとうございます。

ということで、実質的には、前半で少し家庭的養護全般を見渡しますが、その後は養育家庭についての委託促進、あるいは新生児の委託をどうするかというところに議論が少し焦点化されていくというような御提案もいただきました。これにかかわって御意見、御質問があればいかがでしょうか。

部会の委員については後で確認しますので、審議内容についていかがでしょうか。

これだけの有識者の方が集まっておりますので、議論については、幅が広がるかもしれませんが、より深くなるかもしれませんので、専門部会の設置をまずお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

委員につきましては、事務局から御説明がありましたこの資料8に掲げてありますとおりにしたいと思います。

確認をいたします。

部会長には、柏女霊峰委員、副部会長に駒村康平委員、それからこの委員会からは磯谷文明委員、都留和光委員、横堀昌子委員、山本恒雄委員、6名の方に専門部会の委員をお願いしたいと思います。私自身もオブザーバーとして参加させていただきたいと思っておりますし、資料8にありますように、臨時委員としてのそれぞれのお立場からの青葉委員、武藤委員、宮島委員、渡邊委員に御参加いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 それでは、実際にこれからの進行については、事務局にお骨折りをいただきたいと思っております。

では、もう1つ議事が用意されております。そちらに移って大丈夫ですね。

それでは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○小川保育計画係長 資料9をごらんください。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準ということで、資料をつけさせていただいております。

こちらは、認可保育所の基準が本年3月31日付で厚生労働省令が改正になりまして、その取り扱いについていかがいたしましょうかということでございます。

内容ですけれども、都道府県で、保育所の基準につきましては、平成24年から条例で国が定めている基準を参考にしながら、都道府県が条例で定めるとなっておりまして、その参照すべき国の基準が改正されたということでございます。

具体的な内容ですけれども、こちらの<改正点>というところに書いてございまして、職員の配置基準について、本則の0歳児が3対1、1～2歳が6対1、そういったところについては変更ございませんけれども、この中で、乳児4人以上を入所させる場合には、「保健師」「看護師」1名を、保育士1名に代えることができるという現在の基準に加え、改正後は、「准看護師」も保育士1名に代えることができるものと変わったという内容でございます。

こちらの保健師、看護師、准看護師とはどういうものなのかということも簡単にこちらの資料に御説明を載せてございますけれども、法的な位置づけとしましては、保健師、こちらは保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣免許ということになっております。

業務の内容は、保健指導に従事することを業とする者。

看護師につきましては、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣免許。こちらは、傷病者、もしくはじょく婦に対する療養上の世話または、診療の補助を行うことを業とするものということでございます。

これに対して、准看護師がどういった資格なのかということもございまして、

こちらは准看護師試験に合格をして、都道府県知事免許ということでございます。

こちらは国家資格ではなく、都道府県ごとに試験を行いまして、都道府県知事免許を授与するというものでございます。

業務の内容ですけれども、こちらは、医師、歯科医師または看護師の指示を受けて、以下、看護師と同じ業務を指示のもとに業務を行うという形のものになっております。

こちらにつきましては、国で基準の改正がありましたけれども、では、東京都でも、もしこのまま国の改正どおりに改正するというのであれば、条例の改正ということになるのですけれども、こちらの取り扱いについて、御審議をお願いしたいという内容でございます。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

皆様の御意見を伺いたいと思いますが、保育部会、山本委員、いかがですか。

○山本真実委員 今、事務局から説明いただきましたとおり、これから児童福祉施設の設備、運営に関する基準については、一応、国のものを参考に、自治体で条例改正をするという対応になりますので、東京都としてというところで、決めていくことができるものでございます。

私としましては、保育部会の中でも、この件について、話し合いを持つ機会がございましたが、先ほどの部会の報告でも申し上げましたとおり、現在、本当に多様な主体によるさまざまな保育所が設立されている状況でございます。

小規模や事業所内もございまして、新しい新制度に向けて、自治体としましては、待機児童の解消という大きな目標があります。

それには保育士の確保ということが絶対でございますので、それぞれが非常に苦労しているという現実は確かにございます。その中で、国としても、保育士のかわりに、准看護師も含めて、保育に当たれるというような内容での改正点だと思いますけれども、先ほど来から申し上げますとおり、保育の質というものについての基準が実際、曖昧になっていくなど感じていく中で、保育士資格までも、形骸化してしまうというような形での保育というのはいかがなものかということ部会としては考えております。

今、この資格の法的位置づけを見ていただくとわかるとおり、保健師、看護師につきましては、国家資格でございますし、保育士も、平成13年度の改正で国家資格になったばかり、ある意味ばかりでございます。

そういう中で、一応、この国家資格という試験か資格というところでのそろえということで、保健師、看護師は、認めざるを得ないのかなど。認めるのが適当であろうと今の時代では思いますし、また、乳児の場合は、看護師や保健師といった医学的な視点からの助言というものが必要なときも多くございますので、適当であると思っておりますけれども、准看護師につきましては、医師または看護師の指示を受けて行うということでありますので、大体、保育所には、嘱託医が常駐しているわけではございませんから、何か

あったときに指示はどうするのか、特に小規模の保育所の場合、何か突然死も含めて異変が起こった場合、准看護師は自分では動けないということになりますので、このような改正につきましては、東京都の保育にかかわるものとしてはいかなものかと考えております。

○松原委員長 ありがとうございます。

きょうは日程の関係で偶然保育部会の委員で、御出席いただいているのは、久保委員なのですけれども、何か御発言はありますか。

○久保委員 実は、准看護師のところなのですけれども、やはり、先ほど部会長から説明がありましたように、医師、歯科医師または看護師の指示を受けてやはり補助を行うことを業務とするというところがございまして、具体的にでは医師に電話をしながら聞いて、准看護師の方が動くのかとか、あるいは現場にいろいろな指示を受けてやれる場合だといいののですけれども、現場にいない場合に、どのような形のサポートといいますか、指示といいますか、それを受けていくかのところをやはりきちんと詰めておいたほうがいいのかなど、そういう観点も1つございます。

ただ、保育士がこれだけ非常に少なくなってきました、地方では、もう取り合いのような状況だと聞いております。首都圏に非常に集中的に保育士が集められますと、今後、地方の保育士にかかわる方たちをどのように確保していくかということ考えた場合には、やはりこの准看護師の役割というのは、非常に大きなものがあるのではないかなと思いますので、やはりその准看護師がどのような法律上の要件を満たしながら、保育士のかわりを務められるかというところは、非常に、今後、議論をしておかないといけない問題ではないかなと思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々、御発言は。

駒村委員、お願いします。

○駒村委員 これは確認させていただきたいのですけれども、山本委員がおっしゃるように、ただ少し妙な感じもするわけですよ。医師の指示のもとでという職務内容になっている。この辺は政省令を変えた厚労省が何か解説というか、これをどう考えているのかというのがあったのかというのと、例えば、久保委員がおっしゃるように、保育士の供給制約というか、不足はもう明らかな問題ですので、ここで質と量のトレードオフみたいな問題は、ある程度やむを得ない部分もあるのかなと思っております。ただその一方で、この准看護師はそういう意味では、医師の指示のもとでという規定が一方であるのをどう読むというか、理解すればいいのか。ここのやりとりがよくわからなかったので、厚生労働省から何か解説があるかななどを教えてもらえますでしょうか。

○小川保育計画係長 厚生労働省から、特にここのところでは具体的にどうするのかという解説というのは聞いておりません。

こちらが実は昨年度の地方分権改革の関係で、地方がそれぞれ提案をしてということ

で、九州地方知事会とあと鹿児島県からの提案があつて、最終的にこの形になったというものなのですが、途中までずっと厚生労働省の経過がホームページに出ておりまして、認められないということで来ていたのですが、最後のところで、丸になったというような形で、具体的な取り扱いをどうするかということが示されているわけではないということでございます。

囑託医の指示に従えばいいのではないかというような、九州地方知事会の御意見はあったのですが、ただ、それでいいと厚労省が考えているのかどうかというのは、厚生労働省の考え方として示されているわけではないというものでございます。

○松原委員長 ほかにいかがでしょう。

大竹委員。

○大竹委員 2点だけ質問なのですが、この准看護師について、これは東京都で毎年准看護師が何名ぐらい合格されているのかということと、准看護師の受験資格はどの程度、自分が昔、高卒で看護何とか科とって、高卒で18歳から受験資格があるので、そこで合格すると、18歳で准看護師になってしまったのですが、今でもそれは変わっていないのか、受験資格はどうなっているのでしょうか。

○小川保育計画係長 まず、合格者数ですが、昨年、26年度の合格者数は、東京都内は520人ということでした。

ちなみに、先ほど提案をしてきました鹿児島県は、945人ということなので、もしかすると、少し需給の関係の考え方が違うのかもしれないかなとは、今、少し考えたところです。

それから、受験資格ですが、看護師さんに関しましては、高校卒業以上でさらに3年以上の修行年限を経て受験をするという形ですが、准看護師については、中学校を卒業して、それから修業年限2年で受験ができるということになりますので、そういう意味では、中学校卒業後2年で准看護師に最短ですと資格が持てるという形のものでございます。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 看護職なので一言だけ。

今、おっしゃったように、高等看護学科という制度が、やはり今も残っていますので、中学を卒業して、高校の衛生看護科といったような養成コースのところを卒業して、都道府県の試験を受けて准看になるという制度もありますし、今、事務局からおっしゃっているのは、中学を卒業して、准看養成学校で、昼間の学校ですと、2年間の修業で受験資格を得られるというような資格の養成のコースになっていますので、そういう意味では、3年以上の、今、多くの看護教育は大学の4年生で行われていますので、高校を卒業して、大学で4年間の学習をして、国家試験をとるというのと、かなり学習内容と取得内容に大きな差があります。

そういう意味では、保育士さんと同等の扱いとして、准看護師さんの位置づけを置くというのは、保育士さんにとっても、質を担保するという意味では大きな課題があるのではないかと思います。

○松原委員長 よろしいですか。

将来的な課題はあるにせよ、現行の部分では余り肯定的な御意見はなかったと判断してよろしいでしょうか。

○駒村委員 やや心配なのは、保育士の需給状況が、これを認めるか認めないかでどれくらい変わってくるのかというのが悩ましいなと思います。これはボトルネックにどのくらいこれは楽になるのかどうなのかはわからないので、何かその辺が少し材料不足かなと思います。質については大いに私も心配しています。

○松原委員長 駒村委員、質と量のトレードオフという御発言もありました。

○花本計画係長 すみません。保育士確保につきましては、東京都として、これから29年度末の待機児童解消を目指して、2万8,000人保育士を確保するという一方で、いろいろな施策を打っています。人材を確保しかつ質も担保していく。こういった准看護師に頼るのではなくて、保育士を確保するための取り組みをしておりますので、それで本筋でやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○松原委員長 では、東京都に頑張ってくださいということで。

では、きょうはこれまでの御議論を踏まえまして、乳児4人以上を入所させる場合、保育士1名に変えることができる職種に、准看護師を認めることは不適當ということで結論とさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、今後の予定も含めまして、御案内いただきまして、審議を閉じていきたいと思います。

事務局から日程等の説明をお願いいたします。

○花本計画課長 今後の審議日程ですけれども、先ほども御説明しましたように、第1回の専門部会を8月27日に予定しております。

詳細につきましては、後日、部会メンバーの方にお知らせいたします。

また、お手元の資料なのですけれども、机の上にそのまま置いていただければ、後日、事務局から郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、少し時間をオーバーしましたが、局長から御挨拶。

○梶原福祉保健局長 貴重な御意見をいろいろとありがとうございました。

先ほど、家庭養護、家庭的養護の話があったのですが、実は東京都が家庭養護という

言葉を定義したことはまだ1回もないのですね。この家庭的養護の計画の中でも、4割、6割という話は今までの家庭的養護という考え方でつくりました。

国の家庭養護という言葉も、いわゆる最近出された言葉だと思います。

ですから、今後、養育家庭の制度を議論していただく。ここには特別養子縁組のあり方であるとか、養育家庭をサポートする、例えば児童養護施設のあり方だとか、かなり幅広い議論になると思います。

そこで改めて家庭養護というものを位置づけていただいて、議論をするということも、結論としてはあるのかなと思います。

その意味でも、幅広く捉えていただいて、今後の家庭的養護のあり方ということで、議論をさせていただければと思います。

もう1つは、この議論の中で、母子保健の話もそうでしたし、ファミリーサポートの話もそうでしたけれども、委員長からもございましたとおり、いわゆる区市町村との関係が常に問題になってきます。

実は私もちょうど子育て中で、3歳の子供がいて、ファミリーサポートも使っていますし、保育園も使っていますが、要はどういうあり方にしたほうがいいのかというのは、これはやはりその自治体のあり方も含めて、我々が区市町村に何を言えるかというキャッチボールのやり方と権限の在り方だと思っています。

このあたりの議論は子供・子育て会議もありますし、それも含めて東京都としても常に新たな施策と、区市町村への支援をやっていきたいと思います。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

○松原委員長 それでは、本日の委員会は終了とさせていただきます。

遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後8時10分